

様似町国民健康保険
第3期特定健康診査等実施計画

(平成30年度～平成35年度)

平成30年3月

様 似 町

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 背景及び趣旨	1
2 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方	1
3 計画の位置づけ	1
4 計画の期間	1

第2章 現状と課題

1 被保険者数の状況	2
2 医療費の状況	3
3 特定健康診査・特定保健指導の実施状況	4
4 取組状況と今後の課題	5

第3章 特定健康診査等実施計画

1 目標	7
2 対象者数の推計	7
3 特定健康診査の実施	7
4 特定保健指導の実施	9

第4章 個人情報保護の保護

1 個人情報保護関係規定の順守	11
2 データの保存方法及び保管期間	11

第5章 計画の公表及び周知

1 公表方法	11
2 普及啓発の方法	11

第6章 計画の評価及び見直し

1 評価	11
2 計画の見直し	11

第7章 その他

1 他の健診等について	11
-------------	----

第1章 計画の基本的事項

1 背景及び趣旨

高齢化の急速な進展に伴い、疾病構造も変化し、疾病全体に占める心疾患、脳血管疾患、糖尿病、がん等の生活習慣病が増加しており、国民医療費に占める生活習慣病の割合は3割強にのぼり、死亡原因でも生活習慣病が6割を占めている。

こうした状況を踏まえ、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)に基づき、医療保険者の役割として生活習慣病予防を総合的に推進していくことを目的に特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられている。

2 特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方

特定健康診査は、生活習慣病にかかりやすくなる40歳以上の被保険者に対して健康診査を実施し、生活習慣病の発症前の段階であるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目しながら、健康の保持に努める必要のある者を的確に把握することを目的として実施する。

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満の要因となっている生活習慣を改善するため、必要度に応じた保健指導を行い、メタボリックシンドローム該当者及びその予備群を減少させることを目的として実施する。

3 計画の位置づけ

この計画は、法第18条(特定健康診査等基本指針)に基づき、様似町国民健康保険が行う特定健康診査等の基本的な事項を定めたものである。

4 計画の期間

この計画は、平成30年度から平成35年度までの6年間を一期として策定し、定期的に見直すものとする。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
第1期	第2期(5年間)					第3期(6年間)						第4期

第2章 現状と課題

1 被保険者数の状況

本町の国民健康保険の被保険者数は、下表のとおり人口減少とあわせて加入割合も毎年減少している傾向にある。年齢階層別の被保険者数では、65～74歳の前期高齢者の割合が全体の40.9%と特に高くなっている。

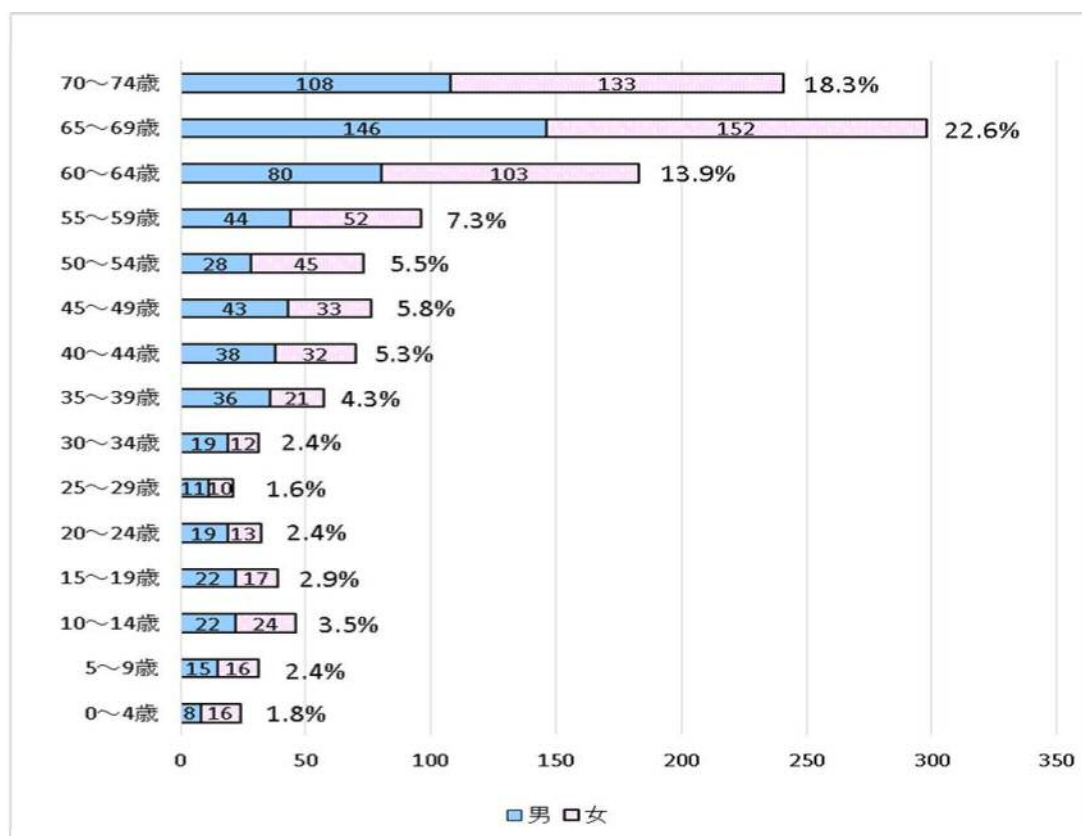
○被保険者数の推移(各4月1日現在)

(単位:人、%)

	H25	H26	H27	H28	H29
人口	4,887	4,724	4,658	4,584	4,493
被保険者	1,659	1,573	1,495	1,448	1,388
加入割合	33.9	33.3	32.1	31.6	30.9



○被保険者の年齢構成(平成30年1月末時点:男639人、女679人、計1,318人)



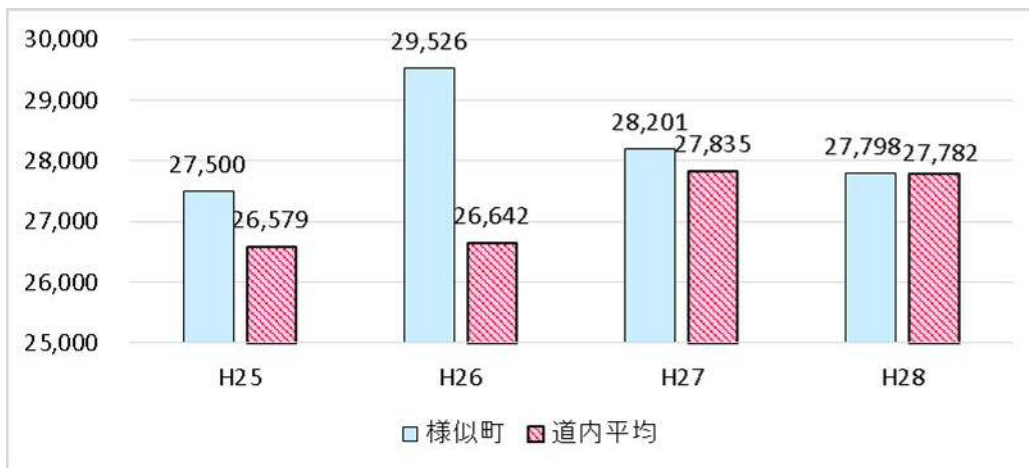
2 医療費の状況

一人当たり医療費では、平成 26 年度をピークとして平成 27 年度から減少傾向にあるが、道内平均と比較するとまだ若干高い状況にある。

年齢階層別一人当たり医療費でみると、全体的に年齢が上がるにつれて医療費も増加傾向にあり、特に60歳以上が顕著となっている。

○一人当たり医療費(月平均)

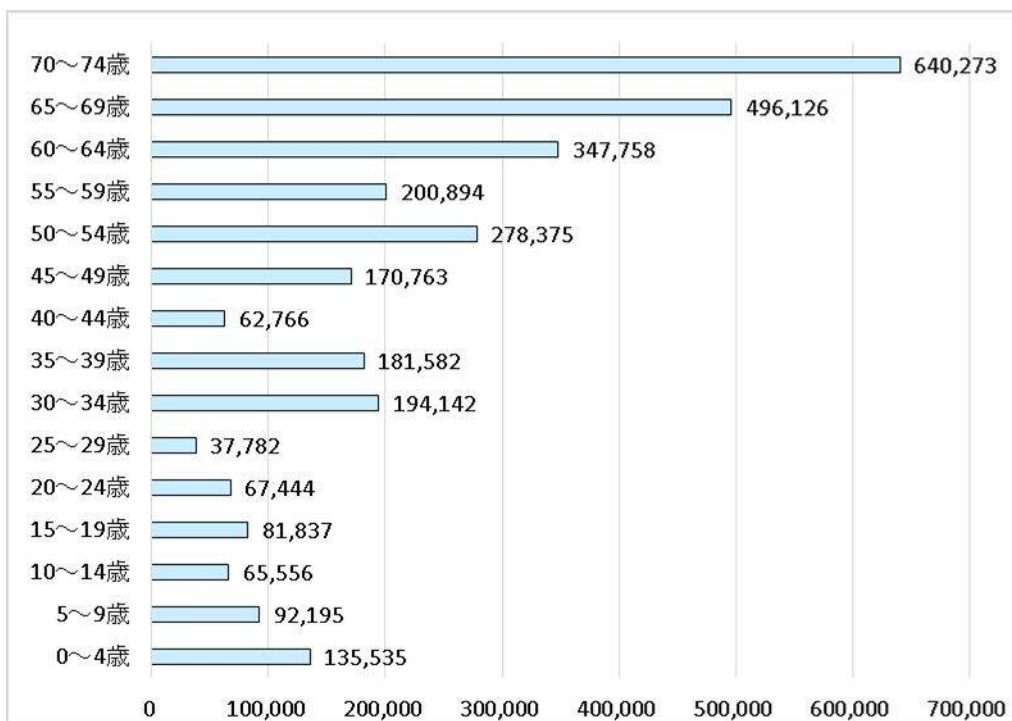
(単位:円)



厚生労働省様式 6-1 より

○年齢階層別一人当たり医療費(平成 28 年度・年間)

(単位:円)



疾病別医療費分析(大分類)より

3 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

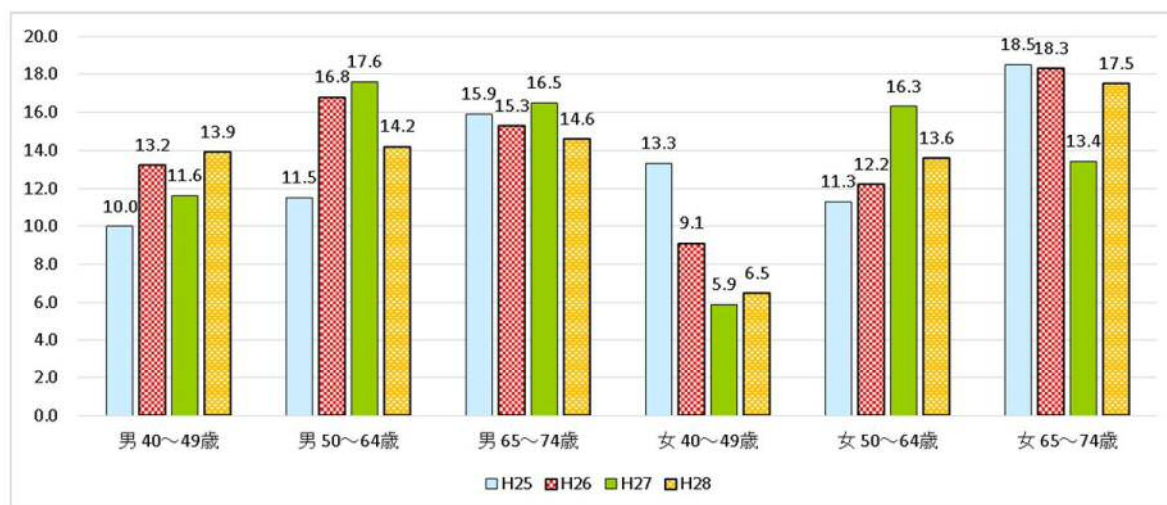
第2期における特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率については下表のとおりであり、平成29年度目標値には未到達である。受診率においては平成26年度に若干向上したものの、以後徐々に低下している傾向がある。性別・年齢別の受診状況をみると、年度間でばらつきはあるものの概ね若年層の受診率が低い傾向にある。

○第2期における受診率等の状況(法定報告より)

			H25	H26	H27	H28	H29
特定健康診査	目標値(計画)	受診率	25.0%	35.0%	45.0%	55.0%	60.0%
		対象者数	1,140人	1,120人	1,090人	1,060人	1,030人
		受診者数	285人	392人	491人	583人	618人
	実績(結果)	受診率	14.1%	15.2%	14.8%	14.6%	-
		対象者数	1,111人	1,068人	1,035人	1,009人	-
		受診者数	157人	162人	153人	147人	-
特定保健指導	目標値(計画)	実施率	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
		対象者数	46人	63人	79人	93人	98人
		実施者数	19人	29人	40人	52人	59人
	実績(結果)	実施率	42.9%	24.2%	45.8%	30.0%	-
		対象者数	28人	33人	24人	20人	-
		実施者数	12人	8人	11人	6人	-
内臓脂肪症候群の該当者・予備群減少率(H20比)	目標値					25.0%	
	実績				-30.4%	-	

○性別・年齢階層別受診率

(単位:%)



○特定保健指導実施状況の内訳

		H25	H26	H27	H28
積極的支援	対象者	8人	10人	7人	4人
	終了者	2人	1人	0人	1人
	実施率	25.0%	10.0%	0.0%	25.0%
動機付け支援	対象者	20人	23人	17人	16人
	終了者	10人	7人	11人	5人
	実施率	50.0%	30.4%	64.7%	31.3%

4 取組状況と今後の課題

(1)取組状況

ア 特定健康診査

①情報提供及び広報活動

- 年度当初に対象者に対して受診券を全員に一斉送付している。その際、受診券のほかに集団健診の日程と個別健診ができる医療機関を掲載したチラシと「特定健診・特定保健指導のススメ」というパンフレットを同封し健診のPRを行っている。
- 春の集団健診時には食品衛生協会様似支部の会員と町内理美容、クリーニング店に対し、結核検診の受診案内の際に、特定健診対象者がいた場合あわせて受診できる旨勧奨を行っている。
- 集団健診の周知は町広報紙のほか、町内の主要な施設にポスターの掲示を依頼している。
- 個別健診の周知は、春と秋の集団健診後の冬期間に町広報紙に掲載して行っている。

②未受診者への受診勧奨

- 集団健診の申し込み期間中に、過去に受診したことがあるが申し込みのない者を対象にハガキにて継年受診勧奨をしている。

③受診環境の整備

- 集団健診の際に、特定健診だけでなく胃・肺・大腸がん検診と心電図・眼底検査を加えた「国保ミニドック」を同時実施しているほか、オプションで骨密度検査、肝炎検査、エキノコックス症検査、前立腺がん検査、ABC検診を受けることができることとしている。
- 健診の受診機会の拡大として、個別健診の受託医療機関を従来札幌厚生病院のみだったところ、平成25年度から浦河赤十字病院、平成28年度から藤井内科医院、平成29年度から勤医協浦河診療所と増やしている。

イ 特定保健指導

- 集団健診の受診者で特定保健指導対象者については、指導担当者を決めて結果説明から初回指導、評価まで実施している。

- 特定保健指導担当者については、最低1回はスキルアップのための研修会に参加して指導技術の向上に努めている。

(2) 今後の課題

ア 特定健康診査

受診券交付時に対象者全員に集団健診の周知を図ったり、個別健診の受託医療機関の拡大を行ったが、受診率が低迷している状況である。

集団健診の継続受診者の定着を確立しつつ、個別健診の受託医療機関のさらなる拡大、かかりつけの病院から健診データを受領する体制を整えとともに、未受診者に対する勧奨を強化・充実させることで受診率を上げていく必要がある。

イ 特定保健指導

年度によってばらつきがあるが、集団健診に関しては全員に勧奨している状況である。今後は個別健診受診者の特定保健指導対象者に対しても、特定保健指導の実施について検討する。

第3章 特定健康診査等実施計画

1 目標

国の特定健康診査等基本指針における市町村国保の目標に基づき、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率について下表のとおり目標値を設定する。

また、特定保健指導等の取組を強化し、メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少を目標とする。

○目標値

実施年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35 (国基準)
特定健康診査受診率	30.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
特定保健指導実施率	50.0%	50.0%	55.0%	55.0%	60.0%	60.0%

2 対象者数の推計

第2期計画期間における被保険者数の推移から各年度の対象者数を推計し、目標受診率等を用いて特定保健指導実施者数を下表のとおり見込むこととする。

○対象者等の年度別見込数

		H30	H31	H32	H33	H34	H35	
特定 健 診	受診率(目標)	30.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%	
	対象者数	1,071人	1,063人	1,057人	1,054人	1,053人	1,054人	
	受診者数	321人	425人	476人	527人	579人	632人	
特定 保 健 指 導	実施率(目標)	50.0%	50.0%	55.0%	55.0%	60.0%	60.0%	
	積極的 支 援	対象者	15人	20人	21人	23人	24人	26人
		実施者数	8人	10人	12人	13人	15人	15人
	動機付け 支 援	対象者	40人	53人	60人	68人	76人	84人
		実施者数	20人	27人	33人	37人	45人	50人
	計	対象者	55人	73人	81人	91人	100人	110人
		実施者数	28人	37人	45人	50人	60人	65人

3 特定健康診査の実施

(1)対象者

40歳以上75歳未満の被保険者(実施年度中に40歳及び75歳になる者も含む)。
ただし、妊産婦等の厚生労働省令で定める除外規定に該当するものは除く。

(2)実施形態

集団健診及び個別健診とする。

(3)実施場所

集団健診は、様似町保健福祉センターとする。
個別健診は、委託契約を結んだ医療機関とする。

(4)実施期間

毎年4月から翌年3月までとする。

(5)実施項目

①基本的な健診項目(全員に実施)

- ・既往歴の調査(服薬歴、喫煙歴等)
- ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査(問診、理学的検査(身体診察))
- ・身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)
- ・血圧測定
- ・血中脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、総コレステロール)
- ・肝機能検査(AST、ALT、 γ -GT)
- ・血糖検査(空腹時血糖・随時血糖又は HbA1c(NGSP値))
- ・尿検査(尿糖、尿蛋白、尿潜血)

②詳細な健診項目(医師が必要と判断した場合に実施)

- ・心電図検査
- ・眼底検査
- ・貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)

③付加健診項目

尿酸検査、クレアチニン検査を全員に実施する。

ミニドックとして実施する場合は、心電図検査、眼底検査、貧血検査を必須項目とする。

(6)委託基準等

特定健康診査は実施機関への業務委託により実施し、契約は個別契約とする。

委託先の選定にあたっては、法第28条及びこれに基づく特定健康診査・特定保健指導の実施に関する基準を満たす適切な医療機関とする。

(7)周知方法

- ①広報誌に掲載
- ②チラシの町内全戸配布により案内
- ③受診券の送付により案内
- ④未受診者に対して通知等により個別勧奨を実施

(8)病院等からの情報提供等のデータの収集方法

①職場の健康診断からの健診結果の提出

被保険者が労働安全衛生法に基づく事業者健診等を受診している場合は、法第27条に基づきデータを受領する。

②生活習慣病等で通院されているかたの病院等からの情報提供

特定健康診査に相当する検査を受け、その結果を証明する書面等の提出があった場合は、法第20条に基づきデータを受領する。

4 特定保健指導の実施

(1) 対象者

特定健康診査の結果をもとに、内臓脂肪の蓄積の状況とリスク要因の数によって対象となる者を選定、階層化する。

ただし、質問票により服薬中と判断された者は、医療機関における継続的な医学的管理のもとでの指導が適当であるため、対象者から除くこととする。また、65歳以上75歳未満の者については、動機付け支援のみ実施する。

○保健指導対象者の選定基準

腹 囲	追加リスク ①血糖 ②脂質 ③血圧	喫煙歴	対 象	
			40～64歳	65～74歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり		
		なし		
上記以外で BMI≥25	3つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	2つ以上該当	あり		
		なし		
	1つ該当	/		

①血糖：空腹時血糖 100mg/dl 以上、又は HbA1c 5.6%以上

②脂質：中性脂肪 150mg/dl 以上、又は HDL コレステロール 40mg/dl 未満

③血圧：収縮期 130mmHg 以上、又は拡張期 85mmHg 以上

(2) 特定保健指導の内容

①動機付け支援

期間・頻度：原則1回(面接)の支援

内 容：医師や保健師、管理栄養士の指導のもと、対象者自らが生活習慣の改善に向けた行動計画を策定する。

評 価：3ヵ月経過後に面接または電話等により状況を確認し評価を行う。

②積極的支援

期間・頻度：3ヵ月以上継続的に支援

内 容：策定した行動計画を対象者が自主的かつ継続的に行えるよう、指導者が定期的・継続的に面接や電話等で支援する。

評 価：支援終了時に面接または電話等により状況を確認し評価を行う。

(3) 重症化予防対策

循環器系疾患及び腎疾患の重症化による医療費の抑制に向けて、特定保健指導対象者に加え、対象とならない者で非肥満でリスク要因(血圧高値、脂質異常、血糖高値、喫煙)がある人についても、適切な受診勧奨及び保健指導を行い、高血圧及び糖尿病の重症化予防を図る。

(4)年間スケジュール

4月	・受診券の発送、集団健診
5～6月	・健診結果説明会、特定保健指導の実施(～12月)
9月	・未受診者に対する受診勧奨通知の発送
10～11月	・集団健診
11月	・前年度の実施結果の検証や評価、翌年度の事業計画の検討、次年度の委託契約の設定準備、予算組等
11～12月	・健診結果説明会、特定保健指導の実施(～翌年5・6月)

第4章 個人情報の保護

1 個人情報保護関係規定の順守

特定健康診査や特定保健指導の記録の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン並びに様似町個人情報保護条例に基づき、適切に対応するものとする。

また、外部委託を行う場合は、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に明示し、委託先の契約遵守状況を管理する。

2 データの保存方法及び保管期間

特定健康診査等のデータは、本町の管理するシステム及び北海道国民健康保険団体連合会等の代行機関が管理するシステムに記録し、最低5年間保管する。

第5章 計画の公表及び周知

1 公表方法

法第19条3に基づき、この計画は町ホームページ及び広報紙等に掲載し広く周知を図る。

2 普及啓発の方法

特定健康診査及び特定保健指導の必要性について、日頃から町ホームページや広報紙等に掲載し周知・啓発を図る。

第6章 計画の評価及び見直し

1 評価

第3章 1目標で設定した目標値の達成状況について、毎年度評価を行う。

2 計画の見直し

数値目標の達成状況の評価及び事業の実施状況等から、必要な場合は随時計画の見直しを行うものとする。

第7章 その他

1 他の健診等について

特定健康診査の集団健診の際に、以下の検診(査)をあわせて実施する。

- ①後期高齢者健康診査
- ②健康増進事業との共同実施(がん検診、歯周疾患検診、骨粗しょう病検査、肝炎ウイルス検査)
- ③その他の保健事業との共同実施(結核検診、前立線がん検診、エキノコックス症検査)